

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		マンション再生組合の設立認可
根拠法令及び条項		マンションの再生等の円滑化に関する法律第9条
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第2条及び第3条第1項
		未設定（前例事務処理がないため）
	基準 （未設定の場合はその理由）	
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	未設定（前例事務処理がないため）
標準処理期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）